

ID: 178

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	指定区域内の停係泊の特例の許可		
例規名 根拠条項	長門市漁港管理条例 第7条第3項		
例規番号	平成17年条例第136号		
【根拠条文】			
(陸揚輸送等の区域における利用の調整)			
第7条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。			
2 市長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において、漁獲物、漁具、漁業用資材その他貨物(以下「漁獲物等」という。)の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他事項につき必要な指示をすることができる。			
3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。			
4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日